

第3次補正の執行に関連する説明

中部地方整備局 技術管理課
令和3年 2月

「はじめに」

- 工事入札手続きでは、
 - 工事総合評価ガイドライン※(R2.11)で実施
 - ※工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
 - 補正予算の効率的な執行として企業能力評価型を多く活用
 - 2/5 PPI公表 → 随時更新を確認

- その他の対応では、
 - 設計積算の柔軟な対応(修正設計付き工事の試行ほか)
 - 監理技術者の配置要件の緩和を併用

- 業務においても効率的な執行に向けた対応に努める

- 内容 -

- 修正設計付き工事(試行)の運用
- 簡略積算・実勢価格等変更方式
- 監理技術者の兼任要件の一部緩和
- 工事入札・契約関連
- 業務入札・契約関連

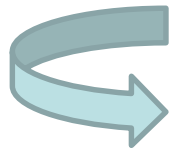
- 内容 -

- **修正設計付き工事(試行)の運用**
- **簡略積算・実勢価格等変更方式**
- **監理技術者の兼任要件の一部緩和**
- **工事入札・契約関連**
- **業務入札・契約関連**

「修正設計付き工事(試行)」は、フレックス工期の余裕期間を活用し、現場と設計との取り合いの変更等、比較的軽微な設計の見直し(以下修正設計という)を当初設計より見込み、適切な工期設定と、工事着手後の円滑かつ効率的な施工を行うことなどを目的として試行するものである

設計図書と実際の工事現場が一致しない場合の対応においては、

- ・設計照査で、現場と設計との取合い変更等を確認し、現場推進会議を経て、修正設計を実施
- ・修正設計に要する期間、一時中止を行い、工期延期を実施
- ・また、修正設計による、関係機関や地元との再調整が発生



これまでは、工事着手後において修正設計等実施

修正設計等を、フレックス工期の余裕期間内に実施することで、



- ・工事着手後において、円滑かつ効率的な施工が可能となる
- ・工期を有効に活用することができ、安全性・品質の向上にも期待できる

◇試行【イメージ】



修正設計(設計期間)



現場取合い変更や
不一致等の修正設計を実施

- フレックス工期(余裕期間)を活用し、修正設計実施
- ・現場取り合いの変更や不一致による設計修正
- ・設計修正に伴う、関係機関等の調整実施

施工の効率化
適切な工期設定

修正設計付き工事(試行)の運用 -設計の対象範囲-

-設計の対象範囲-

「①修正設計」の対象範囲

- (a) 測量費
- (b) 修正設計費
- (c) 仮設工
- (d) 安全施設(交通誘導員等)

具体例

- (a) 設計する為の踏査・測量・調査
- (b) 排水、一般構造物(擁壁・従来型BOX)、法面、仮設構造物など
- (c) 足場
- (d) 安全施設、交通誘導員

「②設計図書の修正」の対象範囲 (e) 設計図書の修正

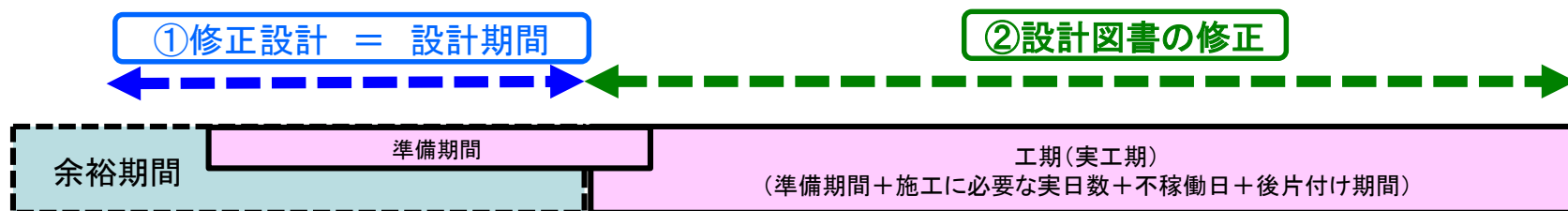
具体例

- ・数量計算書、契約図面
 - ・関係機関との協議資料作成など
- ※これまで「付加的業務」で実施

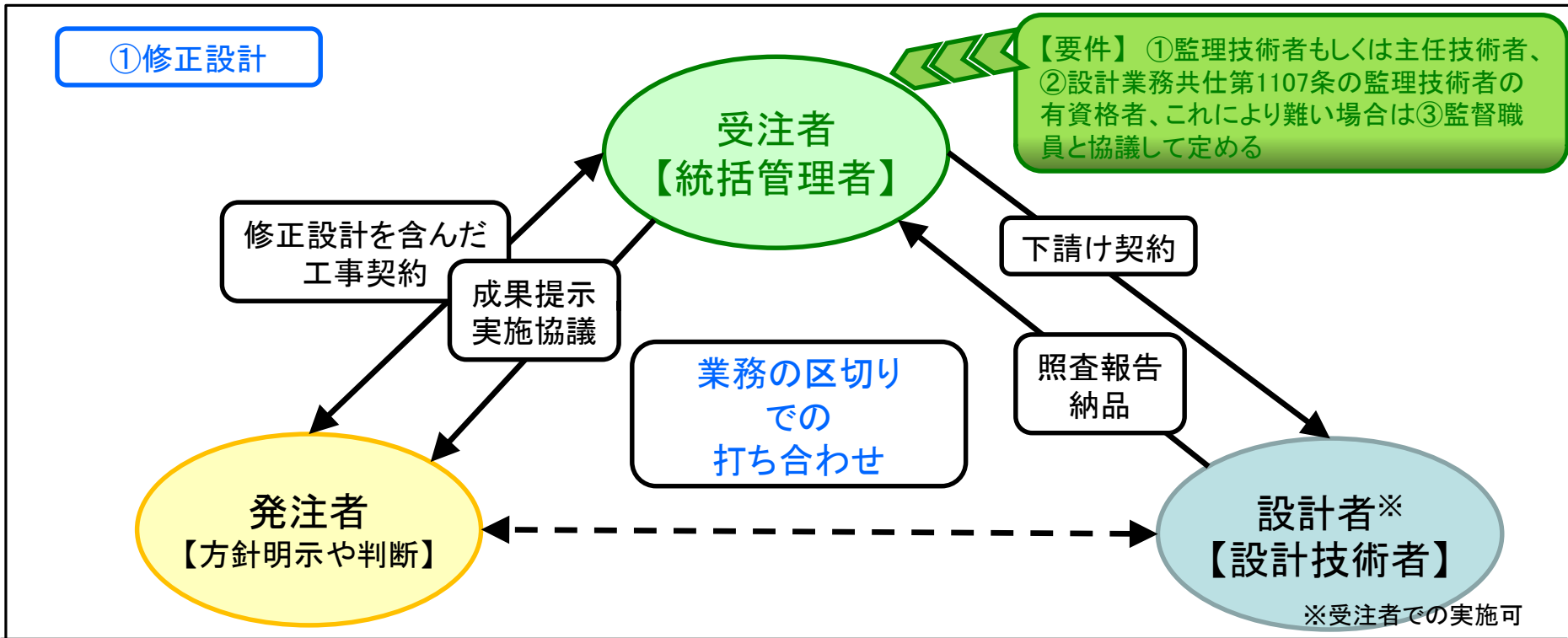
●修正設計に含まない事例

- ・橋梁詳細設計
 - ・解析を伴う設計※
- ※耐震設計で動的解析を要する大型カルバート、構造物や土工でのFEM解析

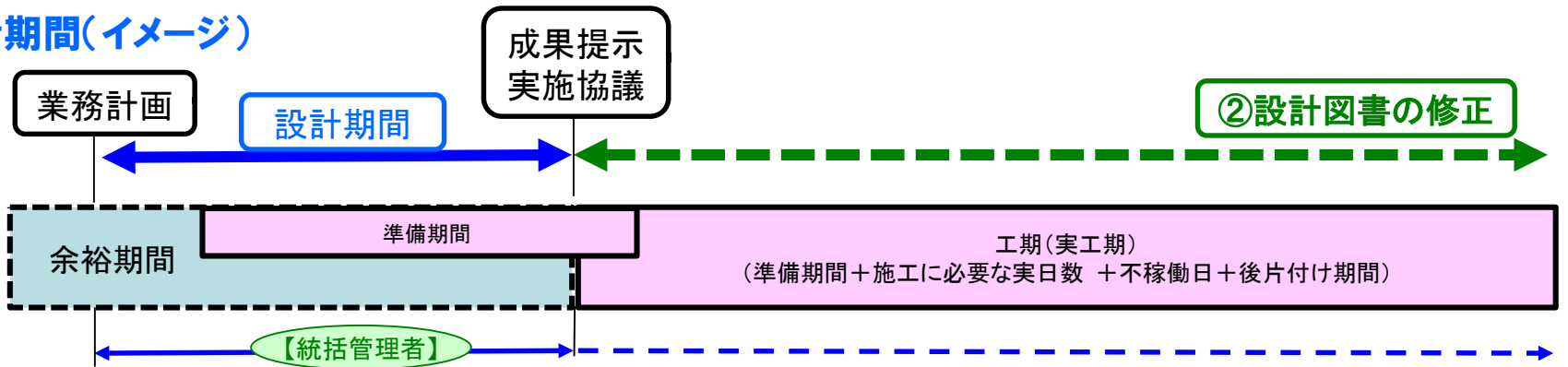
それぞれの実施期間(イメージ)



設計成果の品質確保と役割分担



設計期間(イメージ)



修正設計付き工事(試行)の運用 - 費用計上 -

「①修正設計」の費用計上

①修正設計は、以下、作業項目毎に計上

(a)測量費、(b)修正設計費、(c)仮設工、(d)安全施設(交通誘導員等)

当初:作業項目毎に、想定する修正設計業務又は類似する概算金額を「参考価格」として設定し、見積参考資料へ明示

変更:作業項目毎に、施工者1者からの見積に従って積算

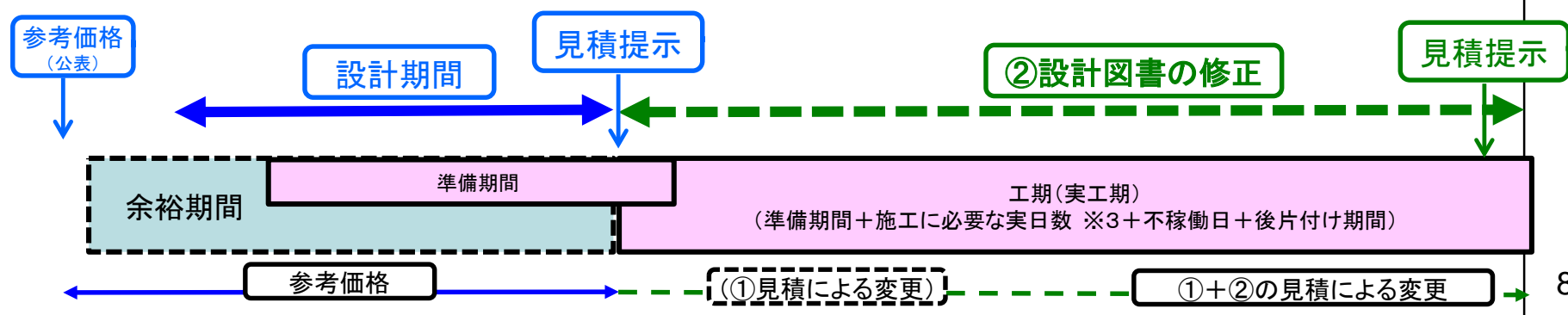
「②設計図書の修正」の費用計上

②設計図書の修正は、当初は計上せず、最終変更にて計上

変更:施工者1者からの見積に従って積算

※単価契約図面作成業務実施要領(案)及び単価決定基準は、適用しない

費用計上(イメージ)

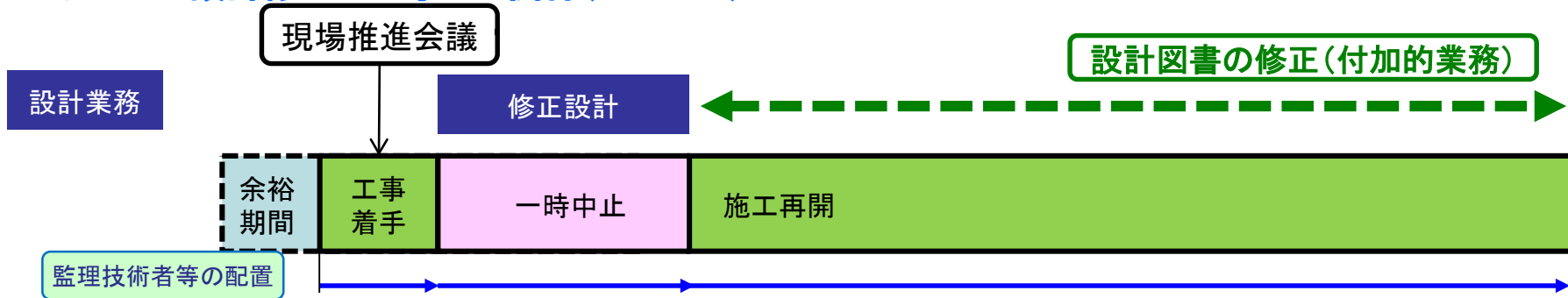


修正設計付き工事(試行)の運用 - 監理技術者の設置 -

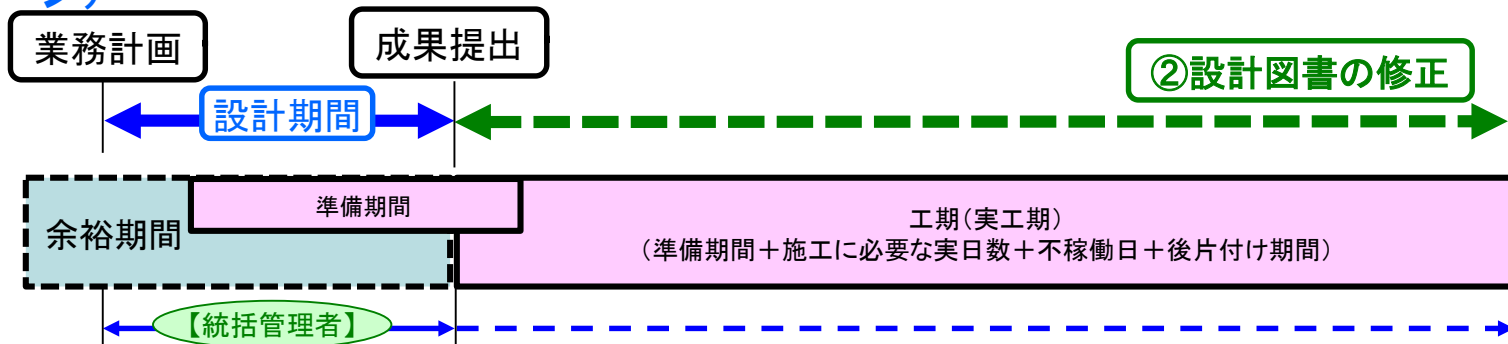
修正設計付き工事(試行) 監理技術者の設置時期等における違い

- 【課題】設計が一部未確定での工事発注 → 修正設計のために一時中止が想定される
- フレックス工期を活用、余裕期間に修正設計し、効率的な工事着手で適切な工期を確保
 - 試行では、工事施工しない「設計期間」を明示し、受注者は同期間の実施体制※を確保
- ※あらたに設計期間を担当する「統括管理者」を定め、適切な技術者を業務計画書で明確にして実施する

これまでの設計修正と工事との関係(イメージ)



設計期間(イメージ)



修正設計付き工事(試行)の運用 - 試行のポイント -

修正設計(試行)のポイント(当面の対応)

試行を適用しない場合

- ・着手後に修正設計 → 一時中止
- ・設計業務完了 → 現場推進会議
- ・修正設計の内容 → 簡易なもの有
- ・施工しない期間 → 監理技術者等

期待する効果・ねらい

- ・一時中止手続きを要せず修正設計
- ・現場推進会議に代えて3者打合せ
- ・簡易な作業は施工者から直接発注
- ・実質の施工着手から技術者を配置
- ・品確法(運用指針)の遵守

想定する適用事例

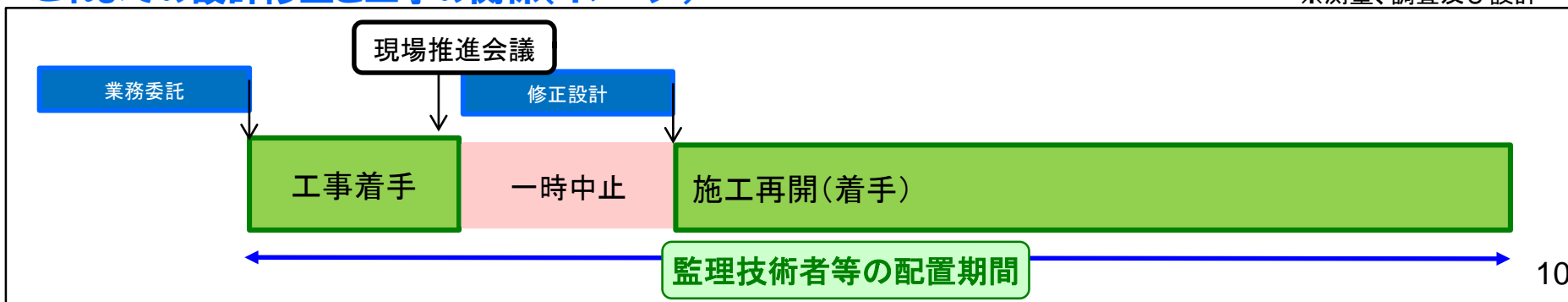
- ・河床掘削での深浅測量による変更
- ・現地盤変更に伴う締切鋼矢板変更
- ・切削OLにおける埋設物の反映

品確法に基づく取り組み

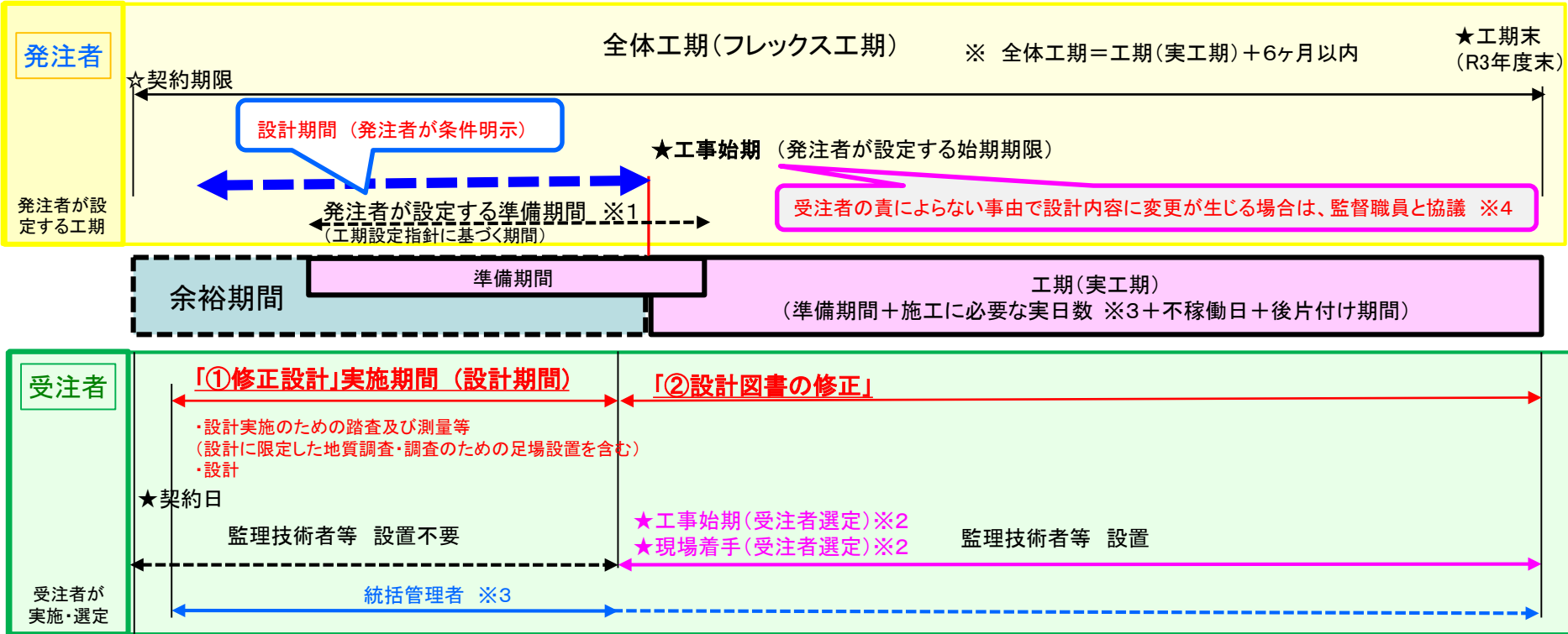
- ・運用指針の改正(R2)に基づく措置
 - ・必ず実施すべき事項(工事+**設計**※)
- ※予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、施工時期の平準化、適正な工期設定、適切な設計変更など

これまでの設計修正と工事の関係(イメージ)

※測量、調査及び設計



- 工期設定と技術者配置 -



- ※1 準備期間中に余裕期間を活用して、「①修正設計」を実施できる(発注者が設定)
本試行では、余裕期間と準備期間を重複させて工期設定を行うことで、工事着手前期間の有効活用に期待。なお、「準備期間」のうち、現場事務所の設置、工事用資材の搬入等、工事実施のための現場作業期間として、7日程度を余裕期間後の準備期間に見込んでいる(追加持記仕様書に記載)
- ※2 受注者は工事始期を定め発注者に「工期通知書」を通知。工事式以降は監理技術者等の設置が必要。また、現場着手(工事実施における現場事務所の設置、工事用資材の搬入等)における「現場事務所の設置」とは、工事実施のための建設工事の現場に建設業法第四十条の標識を掲げ設置する事務所等の設置をいう
- ※3 受注者における、①監理技術者等(監理技術者もしくは主任技術者)、②設計業務等共通仕様書第1107条の管理技術者の資格を有するとするもの、または、これにより難しい場合においては、③監督職員と協議して定めることができる。
・統括管理者は、どの修正設計付き工事(試行)においても専任を要しないため、複数の試行工事を担当することができるほか、他の工事に専任している監理技術者等においても、本工事にあたる事が出来る
- ※4 「受注者の責によらない事由」とは、調査結果等による設計条件等の変更などをいい、これに伴い、設計期間の変更が必要な場合には監督職員と協議する

○フレックス工期

修正設計付き工事(試行)は、フレックス工期の余裕期間を活用して修正設計を実施することから、フレックス工期の余裕期間に関して以下の条件を明示

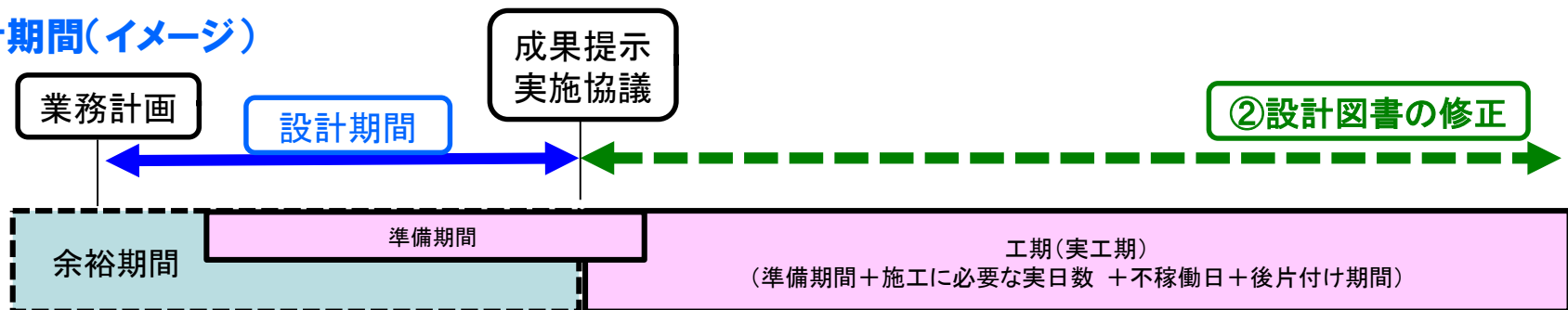
7. 受注者は、工事の始期までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備や設計実施のための踏査及び測量等(設計に限定した地質調査・調査のための足場設置を含む)及び設計を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

余裕期間内に設計を行う場合は、土木工事共通仕様書(R2.3国土交通省)1-1-1-2 42「工事着手」のうち「詳細設計付き工事における詳細設計」を除外するものとする。

また、設計実施のための踏査、測量等、受注者の責によらない事由で設計内容に変更が生じる場合は、工期の始期について監督職員と協議することができる。

※フレックス工期の追加特記仕様書の抜粋

設計期間(イメージ)



○工期(適正な工期の確保)

追加特記仕様書記載例

第○条 工期

(1) 工期には、施工に必要な実日数(実稼働日)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率(実稼働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	○. ○
④うち休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)	○日間
⑤その他作業不能日	○日間 (R. X. X. X~R. X. X. X)

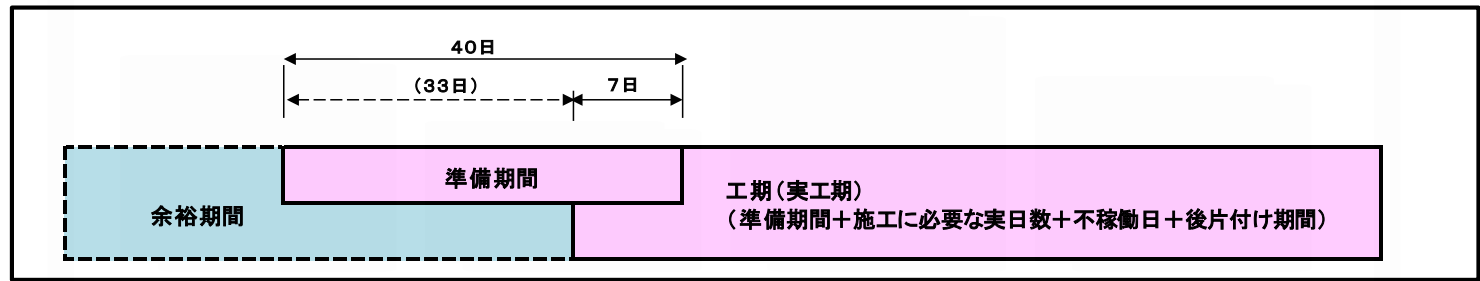
「直轄土木工事における適正な工期設定指針(について)(R2.3.27事務連絡)に基づき設定
(記載例)
道路構造物工事の場合
①準備期間: 40日
②後片付け期間等: 20日
③.....

本工事では、施工に必要な実日数を確保するため、余裕期間と準備期間を重複させて工期設定を行う。「①準備期間」のうち、現場事務所の設置、工所用資材の搬入等、工事実施のための現場作業期間として7日程度見込んでいる。工事実施のための現場作業に着手するまでの期間は、監理技術者等の設置は要しない。なお、「現場事務所の設置」とは、工事実施のため建設工事の現場に、建設業法第四十条の標識を掲げ設置する事務所等の設置をいう。設計実施のための踏査及び測量等(設計に限定した地質調査・調査のための足場設置を含む)にかかる作業場所等は、これに含まない。

「①準備期間」のうち、現場事務所の設置、工所用資材の搬入等、工事実施のための現場作業期間として7日程度見込んでいる。



例えば、河川・道路構造物工事であれば、準備期間として40日を見込むこととなり、40日のうち7日を除く33日間においては、フレックス工期の余裕期間に含まれる。そのため、設計上の考えとして工事の始期前となるこの33日間においては、監理技術者等の配置が不要になるものである。



- 内容 -

●修正設計付き工事(試行)の運用

●簡略積算・実勢価格等変更方式

●監理技術者の兼任要件の一部緩和

●工事入札・契約関連

●業務入札・契約関連

簡略積算方式(実勢価格等変更)の概要-

- 標準積算基準の適用範囲でも不適合な場合が存在 → 【様々な要因による乖離】
- 既往や同地区・同工種の調達状況などから適切な積算方式を選択
- 調達時に選択した「積算方式」に応じた適切な設計変更が必要

R2改定・市場価格反映方式 (入札契約の円滑化対策)(R2.5.13)

【概要】

- ・官積と実勢価格とに乖離の認められる工種は工種単位で見積もり徴集(材工含む)
- ・決定した見積価格(材工含む)を公告時に公表

【ねらい・効果】

- ・実勢価格と乖離がある工種の価格を公告時に把握できる
- ・材工含む見積りであり、歩掛かり見積りでは無いため、積算作業が簡略化※できる

※歩掛かり見積りと材料価格(官積)による再構成作業が不要

当初公表

簡略積算方式(実勢価格等変更)

(R2.5.13廃止 → R2.10.12改正通達)

【概要】

- (1) 積算作業に手間を要する工種※を工種レベルで「参考金額」を公表・確定し、簡略化
※細別の数が多い工種、標準積算基準以外を適用する工種、供用日数算出を要する仮設・仮設備など
- (2) 官積算価格と実勢価格とに乖離が認められる工種では当初に参考価格を設定

【ねらい・効果】 ※概要(1)、(2)に対応

- (1) 受発注者双方での予定価格算出簡略化、ミス防止
- (2) 現場実態に応じた実勢価格で設計変更ができる

※実施工程など既存資料で妥当性確認を可とする

実勢変更

- 公告資料または設計図書(追特仕)に適用する積算方式を記載 → 【確認】
- 標準積算基準との乖離 → 現場実態に応じた実勢価格による見積りから適切に設計変更
- 見積り等の妥当性確認においては、日当たり作業量と実施工程などで確認できる

- 内容 -

- 修正設計付き工事(試行)の運用
- 簡略積算・実勢価格等変更方式
- 監理技術者の兼任要件の一部緩和
- 工事入札・契約関連
- 業務入札・契約関連

監理技術者の兼任要件の一部緩和について

監理技術者の兼任要件を令和2年10月1日に設定したところだが、令和2年度第3次補正予算による公共工事の増加等より、技術者不足を起因とした入札不調等が懸念されることから、令和3年1月13日より兼任要件を一部緩和する。(2件の請負代金の総額の撤廃)

○特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置要件

※ 令和2年10月1日の兼任要件を修正

①分任支出負担行為担当官工事であること

- ・電気通信設備工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官第4136号)第22条第1項第5号に該当するもののうち本官工事として行うものも含む。
- ・営繕工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官会第4136号)第22条第1項第6号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む。

②工事の技術的難易度が原則2以下の工事であること

- ・但し、施工能力評価Ⅱ型を適用した場合は、工事内容によっては認めても良い。

③兼務できる工事数は2件までであること。~~また、2件の請負代金(当初)の総額は原則4億円未満とする。~~

④兼務する工事が低入札工事でないこと

⑤兼務する工事が維持工事でないこと

- ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等のこと

⑥特例監理技術者として施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること

兼務する工事の範囲(案)

中部地整管内 ・ 県内 ・ 事務所管内 ・ 出張所管内等 ※建設業協会支部単位で自治体名を明示予定

⑦監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること

⑧現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属のものをすること。」とされていることから、施工体制に留意すること

※本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

- 内容 -

- 修正設計付き工事(試行)の運用
- 簡略積算・実勢価格等変更方式
- 監理技術者の兼任要件の一部緩和
- 工事入札・契約関連
- 業務入札・契約関連

発注見通しの公表(PPI)は、応募者が計画的に受注できるよう公表内容を充実

入札情報サービス(PPI)
<https://www.i-ppi.jp>

入札情報サービス

No	発注機関／担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省中部地方整備局 ／〇〇河川国道事務所	〇〇工事	一般競争入札 (標準型)	一般土木 工事	第4四半期	2021/02/**
2	国土交通省中部地方整備局 ／〇〇国道事務所	●●工事	一般競争入札 (標準型)	維持修繕 工事	第1四半期	2021/02/**

【本ページは、全国の発注機関の入札情報を提供しています】

発注見通し(工事)案件概要

発注機関	国土交通省中部地方整備局
留意事項	国土交通省中部地方整備局における、標記発注の見通しを下記の通り公表する。 なお、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されない工事が発注される場合があります。 また、主要建設資材需要見込み量は、概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
担当部・事務所	〇〇河川国道事務所
工事名称	〇〇工事
工事場所	自: 〇〇県〇〇市〇〇
	至: 〇〇県△△市□□
工事契約方式	一般競争入札(標準型)
工事種別／工事の業種	一般土木工事
入札予定時期	第4四半期
工期	約〇ヵ月
概要	〇〇工 1式、〇〇 1基、仮設工 1式
その他	【2月公告予定】 発注規模: 200百万円以上300百万円未満 その他: 一般競争(分任官)【補正】【企業能力評価型】【簡略積算(試行)実勢価格等変更方式】 【フレックス余裕期間約3ヵ月】【修正設計付き工事】【特例監理技術者配置可能工事】
掲載月	2021年02月
更新日時	2021年02月**日 14時00分

記載内容を充実

- 直近3ヵ月に公告する工事は、公告予定月を記載
- 補正予算にかかるものは【補正】
- 試行工事等の内容を記載
 【企業能力評価型】
 【簡略積算(試行)実勢価格等変更方式】
 【フレックス余裕期間約〇ヵ月】
 【修正設計付き工事】
 【特例監理技術者配置可能工事】

詳細検索

中長期検索
→ 中長期発注見通しを検索

工事検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

業務検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

- 内容 -

- 修正設計付き工事(試行)の運用
- 簡略積算・実勢価格等変更方式
- 監理技術者の兼任要件の一部緩和
- 工事入札・契約関連
- 業務入札・契約関連

令和2年度第3次補正予算の 入札契約等における対応方針について(業務)

<主なポイント>

●簡易公募型（拡大）プロポーザル方式

- ・ 令和2年度内契約に向けた入札契約手続き期間の短縮。
- ・ ヒアリングは実施しない。

●総合評価落札方式〔1：1〕〔1：2〕

- ・ 「見積徴集なし」での令和2年度内契約に向けた入札契約手続き期間の短縮。
- ・ 令和2年度内手続きのもので「見積徴集あり」は、類似歩掛り等を使用した概略発注とし、「見積徴集なし」での手続きとする。契約後、受注者見積りにて変更する。
- ・ 〔1：1〕の業務は、受発注者負担軽減の観点から以下のいずれかの対応とする。
 - i) 技術提案なしでの総合評価落札方式
 - ii) 簡易公募型競争入札を適用

●簡易公募型競争入札

- ・ 調達価格の上限を緩和（WTO対象業務を除く）
6,900万円未満 → 2億円程度まで

●一般競争入札

- ・ 調達価格の上限を緩和（WTO対象業務を除く）
6,900万円未満 → 2億円程度まで

令和2年度第3次補正予算の 入札契約等における対応方針について(業務)

●指名競争入札

- ・ 調達価格の上限を緩和

4, 000万円未満 → 5, 000万円未満

※補償コンサル 1, 000万円未満 → 変更なし

●その他

①配置予定管理技術者の手持ち基準日への配慮

令和3年4月1日時点 → 令和3年7月1日時点

②一括審査方式について

業務内容等によっては、1企業2業務まで落札することができることとする

(2業務目を辞退することが可能)

③修正設計付き工事 (試行)

当該工事の施工に必要な、高度な技術的判断を伴わない修正設計、修正設計実施のための測量、現場の取り合いの修正などは、工事に含んでの発注を可能とする。

令和2年度第3次補正予算の 入札契約等における対応方針について(業務)

◆補足説明

【総合評価落札方式】

○「1:1」の業務については、受発注者負担軽減のため以下の i)、ii) いずれかの手続きとする。

i) 技術提案なしでの総合評価落札方式

「技術提案なし」とし、基本事項(企業、技術者)の合計点を技術点として1:1で総合評価。

	従来配点
基本事項(企業) 計	10
基本事項(技術者) 計	20
技術提案 計	30
合計	60



	R2補正配点
基本事項(企業) 計	10
基本事項(技術者) 計	20
技術提案 計	—
合計	30

※価格点評価方法

価格点 = 価格点の配分点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格点の配分点は60点とする



価格点の配分点は30点とする

ii) 簡易公募型競争入札を適用する

令和2年度第3次補正予算の 入札契約等における対応方針について(業務)

【その他】

○配置予定管理技術者の手持ち基準日への配慮

新型コロナなど不足の事態等において令和2年度内に完了できなくなる状況に配慮し、全ての入札契約方式において、配置予定管理技術者の手持ち基準日を「令和3年7月1日時点」とする。

○一括審査方式について

業務内容等によっては、1企業2業務まで落札することができることとする。

その場合は、公告文等に記載する。

〔記載例〕


なお、2件の落札決定通知を受けた者は、それ以降に落札決定を行う業務の入札は無効とする。

ただし、1件の落札決定通知を受けた者において、それ以降に落札決定を行う業務の落札を辞退することもできる。1件目の落札決定後、発注者から確認の連絡を行い、辞退を希望する場合は、速やかに申請書の取下げ届を提出すること。

「おわりに」

- 工事入札手続きでは、
 - 工事総合評価ガイドライン※(R2.11)で実施
 - ※工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン
 - 補正予算の効率的な執行として企業能力評価型を多く活用
 - 2/5 PPI公表 → 随時更新を確認

- その他の対応では、
 - 設計積算の柔軟な対応(修正設計付き工事の試行ほか)
 - 監理技術者の配置要件の緩和を併用

- 業務においても効率的な執行に向けた対応に努め、

円滑かつ効率的な執行に努める